

1 議事日程（第1日）

（平成18年第3回有田川町議会臨時会）

平成18年10月25日

午前9時30分開会

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第210号 平成18年度 小川小学校プール改築工事の請負契約  
について

2 出席議員は次のとおりである（24名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前 利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

17番	坂上東洋士	21番	中 正 門
-----	-------	-----	-------

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番	田中良知	20番	西弘義
----	------	-----	-----

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長 中山正隆 助役 山崎博司  
総務課長 須佐見政人 清水行政局長 保田永一郎  
消防長 片畑昌宙 企画課長 山崎正行  
福祉課長 東敏雄 住民課長 星田仁志  
税務課長 赤井康彦 出納室長 浜田文男  
情報管理課長 水口克將 建設課長 中西一雄  
産業課長 東信行 地籍調査課長 福原茂記  
水道課長 嶋崎篤生 下水道課長 中井勇  
教育委員長 鈴間稔 教育長 楠木茂  
学校教育課長 岩本良憲 社会教育課長 平内竹信

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池尻ひろ子

## 8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

17番、坂上東洋士君、21番、中✓正門君から欠席の届出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は、24名であります。

定足数に達していますので、第3回有田川町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより平成18年第3回有田川町議会臨時会を開会します。

開議 9時31分

○議長（亀井次男）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、田中良知君、20番、西弘義君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、1日限りに決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された議案は、1件であります。

また、説明員は、町長ほか19名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより、議案の審議を行います。

…………… 日程第4 議案第210号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第210号、平成18年度小川小学校プール改築工事の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

有田も実りの秋を迎えて、非常にすばらしい季節になってまいりました。

今年度は、みかんが量も少ないということもあるようですけれども、非常に高値で今のところ取引されると聞いて、たいへん喜んでおります。

それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本日、平成18年有田川町議会第3回臨時会を招集しましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第210号は、平成18年度小川小学校プール改築工事小川地内の請負契約についてであります。

平成18年度小川小学校プール改築工事を施工するため、平成18年10月19日、7業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字川口5番地3、株式会社清建設、代表取締役山本紹雄氏が9,292万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明を行います。補足説明ございませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

なお、休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願います。

なお、全員協議会は、3階中会議室で行います。

~~~~~

休憩 9時32分

再開 10時30分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第4、議案第210号、平成18年度小川小学校プール改築工事の請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第210号について、質疑をさせていただきます。

今回の入札業者を見ますと、7者となっております。従来、合併した当初は、その事業をする業者については、基本的に旧町単位で見たいこうという暗黙の了解をいただいておりますけれども、今回は特殊工事ということで、旧町だけでは少ないということで有田川町全体から業者を選出して、その中から入札したということであります。しかし私の記憶の中で、今回この中に入っていない業者で、旧金屋町においてプールを建設したことのある業者もおりますが、その点、本当にどのように選定されたのか。ちょっと疑問を感じるわけですが、その点明確にさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

増谷議員おっしゃるとおり、合併した当初、これはもう何年間もということではないんですけども、それぞれの地域で入札は行うということで、合併協議会では決まっていんですけども、建設業界の方々の要望もあって、そのように決まっております。

それで、今回金屋のプールについては、本来なら金屋の業者であるのが適当でありますけれども、非常に特殊な工事でありまして、県の指導もあって、特定の免許を持った業者でなければ非常に不都合があるということで、その中で旧金屋町で特定の免許を持っているのが2者しかない。旧清水町についても2者ということで、その特定免許を持った業者の中から適当な7業者を選定をさせていただいて、入札をしました。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

今のご説明では、免許を持っているかどうかで判断されたということでありまして、私が記憶している業者は、その中に入っていないんですよ。過去やった業者に

については。じゃあ、その業者については、免許を持ってないということであったのか、それともその免許取得が最近の法改正でそうなったのか、その点もう一度明確にしていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時32分

再開 10時33分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

お答えします。

特定業者は、2者でございます。建設の特定業者は、旧金屋町では2者になってございます。あとの業者は特定にはなっておりません。

○議長（亀井次男）

学校教育課長、岩本君。

○学校教育課長（岩本良憲）

最近そうなったということとはございません。これはあくまで管理技術者がその業者に必要だということでございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

以前はプールの工事を何者もやっています。ご指摘のとおり、そういう事実があったかと思えますけれども、県の方の指導で、そういう業者にやってもらうのが望ましいという指導もありまして、今回からそのような方法を取らせていただきました。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

もう最後の質疑になるわけですが、今の答弁がどうもあいまいではっきりしない。じゃあ、過去に行った旧金屋のプールについては、まあ言ってみれば、そういう県も認めていない資格のない業者がやったことになってきますね、今の答弁だったら。実際に、事業費も1億ぐらいのプールをですよ、それをやってるわけですから。その点きちっと明確にしておいていただきたいと。これで質疑終わりますけれども。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

県の指導がありまして、今回そういう方向でやらせていただいて、今後もそういう県の指導があれば、やっぱりそのような方向でやっていきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで、会議を閉じます。

平成18年第3回有田川町議会臨時会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時35分